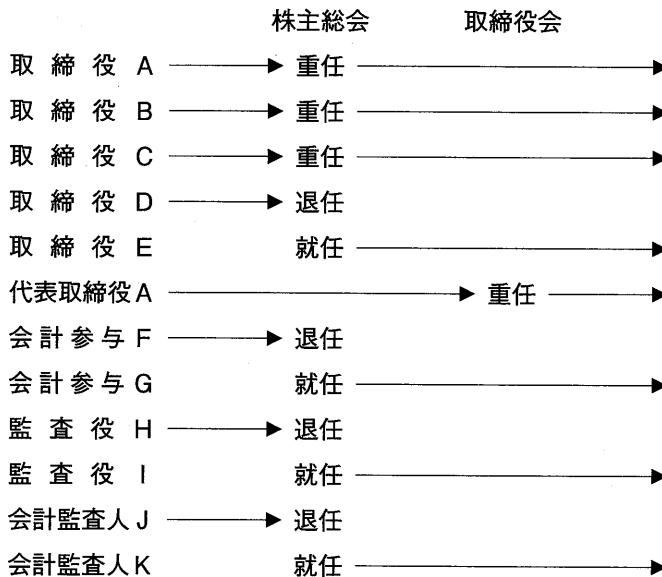


第4 取締役、代表取締役、監査役等

■取締役及び監査役の就任と本人確認証明書の添付

事例

当社は、取締役会設置会社であるが、次の定時株主総会において、下記のとおり、取締役、会計参与、監査役及び会計監査人の任期満了による改選が予定されている。商業登記規則が変わって、株主総会議事録と就任承諾書のほかに新たに添付書面が必要になったとのことであるが、変更登記の申請に当たって、具体的にどのような書面を用意すればよいか。



登記手続上のポイント

貴社の場合、新たに就任する取締役Ⅰ及び監査役Ⅰにつき、株主総会議事録と就任承諾書のほか、その氏名及び住所を証する書面(以下、「本人確認証明書」という。)を変更登記の申請書に添付しなければならない。具体的な本人確認証明書には、住民票の写しや印鑑証明書等が該当する。詳しくは、以下の解説をご覧いただきたい。

1 本人確認証明書の添付を義務づける規定の新設

商業登記規則の改正により、株式会社の設立の登記または取締役、監査役もしくは執行役の就任(再任を除く。)による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役(以下この項において「取締役等」という。)が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下、「本人確認証明書」という。)を添付しなければならない旨の規定が新設された(商登規61V本文)。これは、取締役等の就任による変更登記の申請書に添付する就任承諾書に加え、当該就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている本人確認証明書をも添付させることによって、当該取締役等の実在性を確認し、架空の取締役等の登記を防止しようとする趣旨である。

なお、会計参与や会計監査人については、本人確認証明書を添付すべき旨の規定がないので、会計参与や会計監査人が新たに就任した場合でも、本人確認証明書を添付することを要しない。

2 本人確認証明書の具体例

本人確認証明書には、具体的に次の書面が該当する（平27・2・20民商18民事局長通達）。

- ① 印鑑証明書
- ② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍の附票
- ④ 外国に居住する取締役等の氏名及び住所が記載されている
　日本国領事が作成した証明書
- ⑤ 当該取締役等が外国に居住する者であるときは、外国官憲
　の作成に係る当該取締役等の氏名及び住所が記載された証明
　書（宣誓供述証明書を含む。）
- ⑥ 住民基本台帳カードのコピー
- ⑦ 運転免許証のコピー
- ⑧ 在留カードのコピー
- ⑨ 特別永住者証明書のコピー
- ⑩ 運転経歴証明書のコピー
- ⑪ 外国官憲の発行に係る身分証明書等（住所の記載があるも
　のに限る。）のコピー

このうち、⑥から⑪までのコピーについては、当該取締役等が原本と相違がない旨を記載し、署名または記名押印したものでなければならない。また、運転免許証等、裏面に変更履歴等が記載される証明書のコピーについては、裏面もコピーされたものでなければならない。なお、外国語で作成された証明書については日本語による訳文の添付を要する。

3 本人確認証明書の添付を要しない場合

次の場合には、本人確認証明書の添付を要しない。

- ① 取締役又は監査役の再任（重任）の場合（商登規61V本文括弧書）
- ② 取締役等が就任承諾書（当該取締役等が代表取締役または代表執行役に就任した場合におけるその就任承諾書を含む。）または代表取締役若しくは代表執行役の選定を証する書面（株主総会議事録、取締役会議事録、互選書等）に押印した印鑑につき市区町村長作成の証明書（商登規61II～IV）が添付されている場合（商登規61Vただし書）
- ③ オンライン申請（商登規101I①）により、取締役、監査役もしくは執行役の就任による変更の登記の申請をする場合において、添付書面情報（商登規102II）として、取締役等の就任承諾書に代わるべき情報を送信するとともに、電子証明書（商登規III②③）を送信した場合（商登規103III）。

①の場合には、いったん本人確認証明書を添付して登記がなされているため、改めて本人確認証明書の添付を要求しなくとも、架空の取締役等の登記がされるおそれがないからである。また、②の場合には、本人確認証明書と同様の書面が添付されることから、重ねて本人確認証明書の添付を求める必要性に乏しく、また、必要以上に申請人に負担をかけることは望ましくないからである。③の場合も②と同様である。

4 本人確認証明書を添付する場合に、就任を承諾したことと証する書面として、株主総会議事録の記載を援用することの可否

取締役等が株主総会に出席し、その席上で就任を承諾した旨の記載が株主総会議事録に記載されている場合には、取締役の就任を承諾したことを証する書面として、株主総会議事録の記載を援用することができる。ただし、新たに取締役又は監査役に就任する者が、就任を承諾したことを証する書面として、株主総会議事録の記載を援用する場合には、当該議事録に住所の記載がなければならない。株主総会議事録が上記援用の要件を満たす場合であっても、当該議事録に住所の記載がない場合には、別途、住所の記載のある就任承諾書を添付しなければならない（平27・2・20民商18民事局長通達）。

記載上のポイント

株式会社変更登記申請書

①

1. 会社法人等番号 ○○○○一〇〇一〇〇〇〇〇〇 ②
1. 商 号 ○〇株式会社
1. 本 店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
1. 登記の事由 取締役、代表取締役、会計参与、監査役
及び会計監査人の変更
1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり ③
1. 登録免許税 金1万円（又は金3万円） ④
1. 添付書類 株主総会議事録 1 通
就任承諾書 8 通
本人確認証明書 2 通⑤
取締役会議事録 1 通
会計参与の資格を証する書面
(又は登記事項証明書) 1 通
会計監査人の資格を証する書面
(又は登記事項証明書) 1 通
委任状 1 通

商登申請五四

上記のとおり登記の申請をする。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請人 ○〇株式会社

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 A

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請代理人 ○○○○ 印

連絡先電話番号 ○〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

東京法務局（〇〇支局又は〇〇出張所） 御中

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」D

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「資格」会計参与

「氏名」F

「役員に関するその他の事項」

（書類等備置場所）東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」H

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」会計監査人

「氏名」J

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」A

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」B

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」C

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」E

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」A

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」会計参与

「氏名」G

「役員に関するその他の事項」

(書類等備置場所) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

「原因年月日」平成〇〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」 I

「原因年月日」 平成〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」 会計監査人

「氏名」 K

「原因年月日」 平成〇年〇月〇日就任

① 登記の申請は、書面によらなければならないが（書面申請）（商登17Ⅰ）、インターネットを利用したオンラインによってもすることもできる（オンライン申請）（商登規101Ⅰ①）。

書面申請の場合には、登記申請書及びその添付書面を登記所に持参し、又は送付（郵便、宅配便等）する。

オンライン申請の場合には、原則として添付すべき書面に代わるべき情報に電子署名を付したもの（添付書面情報）を申請書情報とともに送信しなければならない（ただし、添付書面情報の送信に代えて、添付書面を登記所に持参し、又は送付（郵便、宅配便等）することもできる。）（商登規102Ⅱ）。

② 会社法人等番号がわかれれば記載する。

③ 書面で申請をする場合、登記すべき事項は原則として、次いづれかの方式により登記所に提供する。

① OCR用申請用紙を利用

登記すべき事項を記載したOCR用申請用紙を、申請書の別紙として提出する。申請書には、「別紙のとおり」と記載する。

② 電磁的記録を提出

登記すべき事項を記録した電磁的記録を法務省令で定める方法、すなわち、磁気ディスク（CD-R、FD）を申請書とともに提出する方法により提供する（商登17Ⅳ、商登規35の2Ⅰ①）。申請

書には、「別添CD-Rのとおり」又は「別添FDのとおり」と記載する。

③ オンラインで提出

登記すべき事項を記録した電磁的記録を法務省令で定める方法、すなわち、電子情報処理組織を使用してあらかじめ提供する（商登規35の2Ⅰ②）。具体的には、あらかじめ申請用総合ソフト等を用いて登記事項提出書を作成し、登記・供託オンライン申請システムに送信する（これだけでは登記申請の受付がされないので、別途書面による申請が必要となる。申請書は、作成した登記事項提出書を印刷することによって作成できるので、これを添付書類とともに管轄の登記所に提出（持参又は送付（郵便、宅配便等））する。）。

詳細は、法務省ホームページの「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html) 参照。

④ 申請件数1件について1万円である（資本金の額が1億円を超える会社については3万円（登税別表第1二十四(一)カ）。

登録免許税の納付は、国庫への現金納付又は収入印紙を貼付する方法により行う。実務上、書面申請では収入印紙を貼付する方法が一般的に行われている。オンライン申請の場合には、電子納付によることもできる。

⑤ 本事例では、再任ではない取締役E及び監査役Iの本人確認証明書を添付する（商登規61V本文）。

添付書類

※ 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録を当該申請書に添付しなければならない（商登19の2）。

ただし、申請書に添付すべき電磁的記録の作成方法等については、法務省令の定めがある（商登規36）。

① 株主総会議事録（商登46Ⅱ・54Ⅳ）

定時株主総会議事録

商登申請五四

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分より、当会社の本店において定時株主総会を開催した。

株主の総数	○名
-------	----

発行済株式の総数	○株
----------	----

(自己株式の数 ○株)	
-------------	--

議決権を行使できる株主の数	○名
---------------	----

議決権を行使することができる株主の議決権	○個
----------------------	----

出席株主数（委任状による者を含む）	○名
-------------------	----

出席株主の議決権の数	○個
------------	----

出席取締役A（議長兼議事録作成者）、取締役B、同C、同D	
------------------------------	--

出席会計参与F	
---------	--

出席監査役H	
--------	--

出席会計監査人J	
----------	--

以上のとおり、株主の出席だったので、定款の規定により、代表取締役Aは議長となり、定時株主総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

[報告事項]

当期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）事業報告の内容、計算書類の内容の報告の件

議長は、当期事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について詳細に報告した。

[決議事項]

第1号議案 取締役4人の任期満了による改選の件

議長は、取締役の全員が、本定時株主総会の終結の時と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので議長は下記の者をそれぞれ指名し、これらの者につきその可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、被選任者はいずれも席上その就任を承諾した。

取締役A、取締役B、取締役C、取締役E

(注)

商登申請五四

第2号議案 会計参与1人の任期満了による改選の件

議長は、会計参与が、本定時株主総会の終結の時と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので議長は下記の者を指名し、この者につきその可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、被選任者は席上その就任を承諾した。

会計参与G

(種類等備置場所) 東京都○○区○○町○丁目○番○号

第3号議案 監査役1人の任期満了による改選の件

議長は、監査役が、本定時株主総会の終結の時と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので議長は下記の者を指名し、この者につきその可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、被選任者は席上その就任を承諾した。

監査役 I

(注)

第4号議案 会計監査人1人の任期満了による改選の件

議長は、会計監査人が、本定時株主総会の終結の時と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので議長は下記の者を指名し、この者につきその可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、被選任者は席上その就任を承諾した。

会計監査人 K

議長は以上をもって、本日の議事を終了した旨を述べ、午前○時○分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が、これに記名押印する。

平成○年○月○日

○○株式会社 第○回定時株主総会

議長・出席取締役 A 出席取締役 B 同 C 同 D

(注) 株主総会議事録を就任承諾書として援用するには、本人確認証明書を添付すべき取締役又は監査役の住所の記載がなければならない。

(2) 就任承諾書 (商登54 I)

商登申請五四

就任承諾書

私は、平成○年○月○日開催の定時株主総会において貴社の取締役に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成○年○月○日

東京都○○区○○町○丁目○番○号(注)

E

(商号) ○○株式会社 御中

(注) この住所は、本人確認証明書の住所と符号していることを要する。

- (3) 本人確認証明書（商登規61V）
- (4) 取締役会議事録（商登46II）

取締役会議事録

平成〇年〇月〇日午後〇時〇分より、当会社の本店において、取締役会を開催した。

出席取締役 4名（全取締役4名）

出席監査役 1名（全監査役1名）

代表取締役Aは、定款の規定により議長となり、下記の議案につき、可決確定の上、午後〇時〇分散会した。

議案 代表取締役（社長）1名選定の件

議長は、代表取締役（社長）1名を選定する必要がある旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって、下記のとおり選定し、被選定者も席上その就任を承諾した。

代表取締役（社長） A

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役全員が、これに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

（商号）〇〇株式会社 取締役会

議長・出席代表取締役 A (注)

出席取締役 B

出席取締役 C

出席取締役 E

出席監査役 I

(注) 代表取締役Aは登記所に提出している印鑑を押印するのが通例であるが、代表取締役Aほか全員が市区町村長に登録している印鑑を押印し、印鑑証明書を添付した場合には、取締役Eと監査役Iの本人確認証明書の添付は要しない(商登規61Vただし書)。

- ⑤ 会計参与の資格を証する書面(又は登記事項証明書)(商登54Ⅱ②③)
- ⑥ 会計監査人の資格を証する書面(又は登記事項証明書)(商登54Ⅱ②③)
- ⑦ 委任状(商登18)

商登申請五四

委 任 状

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 当会社の取締役、代表取締役、会計参与、監査役および会計監査人の変更登記申請に関する一切の件。
2. 原本還付請求並びに原本受領に関する一切の件。

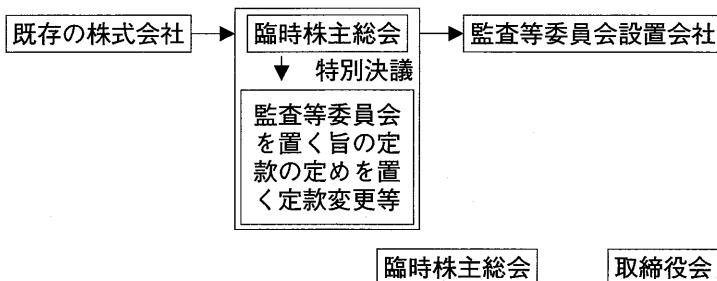
平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 A 印

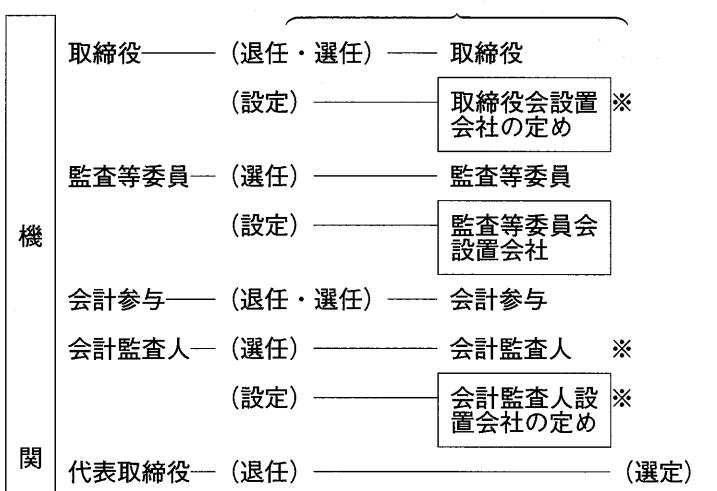
■監査等委員会設置会社の定めの設定の登記手続

事例

当社は、会計監査人を置いていない取締役会設置会社であるが、この度、定款を変更して、監査等委員会を置く旨の定款の定めを設け、監査等委員会設置会社に移行することになった。この場合、会社法上の手続、登記手續はどのようにすればよいか。



商登申請六一



監査役——(退任)

(廃止) —————

監査役設置会社の定め

監査役会——(廃止) —————

監査役会設置会社の定め

※は、未だ設定・選定していない場合に限る。

登記手続上のポイント

貴社は、株主総会の特別決議で定款を変更し、監査等委員会を置く旨の定款の定めを設け（会社326II・466）、併せて必要となる法定の機関（会計監査人設置会社）についての定款の定めを設定し、会計監査人、3人以上の監査等委員（その過半数は社外取締役）、1人以上の監査等委員以外の取締役を選任することにより監査等委員会設置会社へ移行することができる。監査等委員会設置会社になるには、大会社であるか否か、公開会社であるか否かは問われない。

貴社が株主総会の決議により、定款を変更して新たに監査等委員会を置く旨の定款の定めを設けた場合には、在任中の取締役、会計参与及び監査役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了し、退任するので（会社332VII①・334I）、当該株主総会において、取締役（必要があるときは社外取締役）・監査等委員である取締役、会計参与を選任しなければならない。また、同時に会計監査人を置く旨の定款の定めを設定し、会計監査人を選任し、監査役設置会社及び監査役会設置会社に関する定款の定めを廃止しなければならない（会社327IV・V・466）。さらに取締役会を開催し、代表取締役を選定しなければならない。

そして、監査等委員会を置く旨の定款の定めを設定した場合には、本店所在地においては2週間以内に、監査等委員会設置会社の定めを設定した旨の登記を申請しなければならない（会社911III②）。

この登記申請は、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の就任、取締役の退任、代表取締役及び会計参与の就任又は退任、会計監査人の就任、監査役の退任及び会計監査人設置会社の定めの設定、監査役設置会社の定めの廃止及び監査役会設置会社の廃止による変更の各登記と同時に申請しなければならない。

また、監査等委員会設置会社の定めを設定と同時に、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項を定款に定めた場合には、「重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項」の設定の登記を同時に申請しなければならない。なお、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある場合には、その廃止、指名委員会等設置会社の定めがある場合には、各委員会の委員、執行役及び代表執行役の退任並びに指名委員会等設置会社の定めの廃止の各登記も同時に申請しなければならない。

1 監査等委員会設置会社の定めの設定の手続

(1) 株主総会における定款変更決議

監査等委員会設置会社になるには、株主総会の特別決議により定款を変更し、監査等委員会を置く旨を定めなければならない（会社466）。また、併せて必要となる法定の機関（取締役会、会計監査人設置会社）についての定款の定めを設定し、会計監査人、3人以上の監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）、1人以上の監査等委員である取締役以外の取締役を選任しなければならない。なお、取締役会、会計監査人設置会社の定款の定めについては、既に設けられている場合には、改めて設ける必要はない。

(2) 株主総会における取締役及び会計参与の選任

定款を変更して新たに監査等委員会設置会社となる旨の定款

の定めを設けた場合には、在任中の取締役及び会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する（会社332Ⅶ①・334Ⅰ）。したがって、改めて監査等委員会設置会社の取締役及び会計参与を選任しなければならない。この場合、監査等委員会設置会社における取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任しなければならない（会社329Ⅱ・Ⅰ）。なお、定款を変更して新たに監査等委員会を置く旨の定款の定めを設けた場合であっても、従前から在任する会計監査人は任期満了により退任しない（登研804・17）。

(3) 兼任禁止

監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役（会社法363条1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう（会社2⑯イ）。）若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない（会社331Ⅲ）。

(4) 監査役の退任、監査役設置会社及び監査役会設置会社の定めの廃止

監査等委員会設置会社には、監査役を置くことができないので（会社327Ⅳ）、定款を変更して新たに監査等委員会を置く旨の定款の定めを設けた場合には、監査役は任期満了により退任する（会社336Ⅳ②）。そして、定款を変更し、監査役設置会社・監査役会設置会社の定めをも廃止しなければならない（会社466）。なお、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め（会社389Ⅰ）がある場合には、その定めも廃止しなければならない。

(5) 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項の設定

監査等委員会設置会社の取締役会は、監査等委員会設置会社の全ての業務執行の決定をする権限を有し（会社399の13II・I①・362）、監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（会社399の13IV）。ただし、監査等委員会設置会社は、一定の事項（会社399の13V）を除き、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる（会社399の13VI）。

(6) 各委員会の委員、執行役及び代表執行役の退任並びに指名委員会等設置会社の定めの廃止

監査等委員会設置会社には、指名委員会等を置くことができないので（会社327VI）、指名委員会等設置会社が定款を変更して新たに監査等委員会設置会社となる旨の定款の定めを設けた場合には、指名委員会等設置会社の定めを廃止しなければならない。また、指名委員会等設置会社の定めを廃止により、各委員会の委員、執行役及び代表執行役も退任する（会社402VII）。

(7) 取締役会における代表取締役の選定

従前の代表取締役は、監査等委員会を置く旨の定款の定めの設定により取締役の資格を喪失して退任するので、取締役会は、改めて監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定しなければならない（会社399の13III）。

2 監査等委員会設置会社の定めの設定の登記手続

(1) 登記期間

監査等委員会設置会社の定款の定めを設定した場合には、本店所在地においては2週間以内に、監査等委員会設置会社の定

めを設定した旨の就任の登記を申請しなければならない（会社911Ⅲ②）。

(2) 同時申請

(1)の登記申請と併せて監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨、代表取締役及び会計参与の就任又は退任、会計監査人の就任、監査役の退任及び会計監査人設置会社の定めの設定、監査役設置会社の定めの廃止及び監査役会設置会社の廃止による変更の登記も同時に申請しなければならない（平27・2・6民商13民事局長通達）。

また、監査等委員会設置会社の定めを設定と同時に、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項を定款に定めた場合には、「重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項」も同時にその設定の登記を申請しなければならない（平27・2・6民商13民事局長通達）。なお、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある場合にはその廃止の登記、指名委員会等設置会社の定めがある場合には、各委員会の委員、執行役及び代表執行役の退任並びに指名委員会等設置会社の定款の定めの廃止の各登記も同時に申請しなければならない（平27・2・6民商13民事局長通達）。

(3) 登記の事由

「監査等委員会設置会社の定めの設定」「取締役、代表取締役及び会計参与の変更」「取締役・監査等委員の変更」である。

また、監査等委員会設置会社の定めの設定と同時に、取締役会設置会社及び会計監査人設置会社の定めも新たに設定した場合には、「取締役会設置会社の定めの設定」「会計監査人設置会

社の定めの設定」「会計監査人の変更」も登記の事由になる。

監査役を置いていた場合には、「監査役の変更」及び「監査役設置会社の定めの廃止」、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止」、監査役会を置いていた場合、「監査役会設置会社の定めの廃止」もそれぞれ登記の事由になる。

定款に重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項を定めた場合、「重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項の設定」も登記の事由となる。

指名委員会等を置いていた場合、「各委員会の委員、執行役及び代表執行役の変更並びに指名委員会等設置会社の定めの廃止」も登記の事由となる。

(4) 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりである（会社911Ⅲ②）。

- ① 監査等委員会設置会社である旨
- ② 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名
- ③ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- ④ 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定め（会社399の13VI）があるときは、その旨
- ⑤ 従前の取締役及び会計参与が退任した旨及び退任した取締役及び会計参与の氏名
- ⑥ 取締役、代表取締役及び会計参与が就任又は重任した旨
- ⑦ 取締役会設置会社である旨

- (8) 会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称
- (9) 監査役が退任した旨、退任した監査役の氏名、監査役設置会社の定めの廃止、監査役会設置会社の定めの廃止した旨
- (10) 指名委員会等の委員、執行役及び代表執行役の退任、退任した者の氏名並びに指名委員会等設置会社の定めの廃止した旨
- (11) 変更等の年月日
- ※ ⑦及び⑧の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

商登申請六一

なお、従前の取締役が、退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合の登記原因は「退任」及び「就任」であるが、退任と同時に監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因は「重任」である（平27・2・6 民商13民事局長通達）。

(5) 登録免許税額

監査等委員会設置会社の定めの設定、取締役会設置会社の定めの設定、監査役会設置会社の定めの廃止、指名委員会等設置会社の定めの廃止は、申請件数1件につき金3万円（登税別表第1二十四(一)ワ）である。

また、役員（監査等委員、執行役、指名委員会等の委員、会計監査人を含む。）の変更、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止は、申請件数1件につき金3万円（登税別表第1二十四(一)カ）であるが、資本金の額が1億円以下の会社については申請件数1件につき1万円（登税別表第1二十

四(一)カ括弧書)である。

さらに、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定め、監査役設置会社の定めの廃止は申請件数1件につき金3万円(登税別表第1二十四(一)ツ)である。

(6) 添付書面

必要に応じて、次の書面が添付書面となる。

- ① 株主総会議事録(商登46Ⅱ・54Ⅳ)
- ② 取締役及び会計参与の就任承諾書(商登54Ⅰ・Ⅱ①)
- ③ 取締役・監査等委員の就任承諾書(商登54Ⅰ)
- ④ 本人確認証明書(商登規61Ⅴ)
- ⑤ 取締役会議事録(商登46Ⅱ)
- ⑥ 代表取締役の就任承諾書(商登54Ⅰ)
- ⑦ 印鑑証明書(商登規61Ⅲ・Ⅱ後段・Ⅳ本文・③)
- ⑧ 会計監査人の就任承諾書(商登54Ⅱ①)
- ⑨ 監査法人の登記事項証明書(商登54Ⅱ②)
- ⑩ 公認会計士であることを証する書面(商登54Ⅱ③)
- ⑪ 会計参与の就任承諾書(商登54Ⅱ①)
- ⑫ 監査法人・税理士法人の登記事項証明書(商登54Ⅱ②)
- ⑬ 公認会計士又は税理士であることを証する書面(商登54Ⅱ③)
- ⑭ 委任状(商登18)

記載上のポイント

株式会社変更登記申請書

①

1. 会社法人等番号 ○○○○一〇〇一〇〇〇〇〇〇〇 ②
1. 商 号 ○〇株式会社
1. 本 店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
1. 登記の事由 監査等委員会設置会社の定めの設定
 取締役、代表取締役、会計参与及び監査役
 の変更
 取締役・監査等委員の変更
 会計監査人の変更
 会計監査人設置会社の定めの設定
 監査役設置会社の定めの廃止
 監査役会設置会社の定めの廃止
 重要な業務執行の決定の取締役への委任に
 に関する事項の設定
1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり ③
1. 登録免許税 金9万円（金7万円） ④
1. 添付書類 株主総会議事録 1 通⑤
 取締役の就任承諾書 3 通
 取締役・監査等委員の就任承諾
 書 3 通
 会計参与の就任承諾書 1 通
 税理士法人の登記事項証明書 1 通
 会計監査人の就任承諾書 1 通

監査法人の登記事項証明書	1 通
本人確認証明書	4 通⑥
取締役会議事録	1 通
代表取締役の就任承諾書	1 通
印鑑証明書	1 通⑦
委任状	1 通

上記のとおり登記の申請をする。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 請 人 〇〇株式会社

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 A

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請代理人 〇〇〇〇 ㊞

連絡先電話番号 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

商登申請六一

東京法務局 (〇〇支局又は〇〇出張所) 御中

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」B

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」C

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」 D

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」 B

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」 E

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」 L

「役員に関するその他の事項」(社外監査役)

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」 M

「役員に関するその他の事項」(社外監査役)

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」 A

「原因年月日」平成〇年〇月〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」 F

「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」 G

「役員に関するその他の事項」(社外取締役)

「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」取締役・監査等委員

「氏名」 H

「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」取締役・監査等委員

「氏名」 I

「役員に関するその他の事項」(社外取締役)

「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」取締役・監査等委員

「氏名」 J

「役員に関するその他の事項」(社外取締役)

「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」 A

「原因年月日」平成〇年〇月〇日重任
「役員に関する事項」
「資格」代表取締役
「住所」東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」F
「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」会計参与
「氏名」K税理士法人
「役員に関するその他の事項」
(書類等備置場所) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
「原因年月日」平成〇年〇月〇日重任
「役員に関する事項」
「資格」会計監査人
「氏名」有限責任K監査法人
「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
「監査等委員会設置会社に関する事項」
監査等委員会設置会社
「原因年月日」平成〇年〇月〇日設定
「監査役設置会社に関する事項」
「原因年月日」平成〇年〇月〇日廃止
「監査役会設置会社に関する事項」
「原因年月日」平成〇年〇月〇日廃止
「重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項」
重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
「原因年月日」平成〇年〇月〇日設定
「会計監査人設置会社に関する事項」
会計監査人設置会社
「原因年月日」平成〇年〇月〇日設定

- ① 登記の申請は、書面によらなければならないが（書面申請）（商登17Ⅰ）、インターネットを利用したオンラインによってもすることもできる（オンライン申請）（商登規101Ⅰ①）。

書面申請の場合には、登記申請書及びその添付書面を登記所に持参し、又は送付（郵便、宅配便等）する。

オンライン申請の場合には、原則として添付すべき書面に代わるべき情報に電子署名を付したもの（添付書面情報）を申請書情報とともに送信しなければならない（ただし、添付書面情報の送信に代えて、添付書面を登記所に持参し、又は送付（郵便、宅配便等）することもできる。）（商登規102Ⅱ）。

- ② 会社法人等番号がわかれば記載する。
③ 書面で申請をする場合、登記すべき事項は原則として、次のいずれかの方式により登記所に提供する。

① OCR用申請用紙を利用

登記すべき事項を記載したOCR用申請用紙を、申請書の別紙として提出する。申請書には、「別紙のとおり」と記載する。

② 電磁的記録を提出

登記すべき事項を記録した電磁的記録を法務省令で定める方法、すなわち、磁気ディスク（CD-R、FD）を申請書とともに提出する方法により提供する（商登17Ⅳ、商登規35の2Ⅰ②）。申請書には、「別添CD-Rのとおり」又は「別添FDのとおり」と記載する。

③ オンラインで提出

登記すべき事項を記録した電磁的記録を法務省令で定める方法、すなわち、電子情報処理組織を使用してあらかじめ提供す

る（商登規35の2 I②）。具体的には、あらかじめ申請用総合ソフト等を用いて登記事項提出書を作成し、登記・供託オンライン申請システムに送信する（これだけでは登記申請の受付がされないので、別途書面による申請が必要となる。申請書は、作成した登記事項提出書を印刷することによって作成できるので、これを添付書類とともに管轄の登記所に提出（持参又は送付（郵便、宅配便等））する。）。

詳細は、法務省ホームページの「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html) 参照。

- ④ 監査等委員会設置会社の定めの設定及び監査役会設置会社の定めの廃止は、申請件数1件につき金3万円（登税別表第1二十四(一)ワ）である。また、役員（監査等委員、会計監査人を含む。）の変更は、申請件数1件につき金3万円（登税別表第1二十四(一)カ）であるが、資本金の額が1億円以下の会社については申請件数1件につき1万円（登税別表第1二十四(一)カ括弧書）である。

さらに、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定め、会計監査人設置会社の定めの設定、監査役設置会社の定めの廃止については申請件数1件につき金3万円（登税別表第1二十四(一)ツ）である。したがって、これらを合計した金9万円（金7万円）となる。

登録免許税の納付は、国庫への現金納付又は収入印紙を貼付する方法により行う。実務上、書面申請では収入印紙を貼付する方法が一般的に行われている。オンライン申請の場合には、電子納付によることもできる。

- ⑤ 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任している旨の記載のある株主総会議事録を添付する。
- ⑥ 取締役又は監査役の就任（再任を除く。）の登記の申請書には、取締役又は監査役（以下、「取締役等」という。）が就任を承諾したことと証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該設立時取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下、「本人確認証明書」という。）を添付しなければならない（商登規61V本文）。ただし、登記の申請書に当該取締役等の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する場合は、本人確認証明書を添付することを要しない（商登規61Vただし書・Ⅲ・Ⅱ後段・Ⅳ）。本事例では、再任ではない取締役G、H、I及びJにつき、本人確認証明書を添付する。なお、取締役Fは再任ではないが、代表取締役として選定され、登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなるので、本人確認証明書の添付は要しない。
- ⑦ 代表取締役Fの就任承諾書に押印した印鑑につき、市区町村長の作成した証明書を添付する（商登規61Ⅲ・Ⅱ後段）。

商登申請六一

添付書類

※ 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録を当該申請書に添付しなければならない（商登19の2）。

ただし、申請書に添付すべき電磁的記録の作成方法等については、法務省令の定めがある（商登規36）。

① 株主総会議事録（商登46Ⅱ・54Ⅳ）

臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 ○名

発行済株式の総数 ○株

（自己株式の数 ○株）

議決権を行使できる株主の数 ○名

議決権を行使することができる株主の議決権 ○個

出席株主数（委任状による者を含む） ○名

出席株主の議決権の数 ○個

出席取締役 A（議長兼議事録作成者）、同B、同C、同D

以上のとおり、株主の出席があったので、定款の規定により、代表取締役Aは議長となり、臨時株主総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 定款一部変更に関する件

議長は、本臨時株主総会終結をもって、下記のとおり定款を一部変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

現行	変更案
(機関構成) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、会計参与及び <u>監査役</u> を置く。	(機関構成) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、会計参与、 <u>監査等委員会</u> 及び <u>会計監査人</u> を置く。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、10人以内とする。	第4章 取締役及び取締役会並びに <u>監査等委員会設置会社</u> (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10人以内とする。 ② 当会社の監査等委員である取締役は、3人以上とし、その過半数は社外取締役でなければならない。
(新設) (取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任) 第22条 取締役は、 <u>監査等委員</u> である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	(取締役の任期) 第23条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

商登申請六一

	とする。	る定時株主総会の終結の時までとする。 (従前どおり)
② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。	(新設)	<u>③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	(新設)	<u>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
	(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第26条 取締役会は、社長が招集し、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	第26条 取締役会は、社長が招集し、会日の 3 日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。
② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。		② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(新設)

(監査等委員会の招集および議長)

第27条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

(新設)

② 監査等委員会の招集通知
は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

(新設)

第31条 当会社の取締役会は、その決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項ただし書に規定する事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益（以下、「報酬等」という。）
は、株主総会の決議によって
定める。

益（以下、「報酬等」という。）
は、監査等委員である取締役
とそれ以外の取締役とを区別
して、株主総会の決議によつ
て定める。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第31条 当会社の監査役は、5
人以内とする。

（監査役の選任）

第32条 監査役は、株主総会に
おいて選任する。

（取締役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任
後4年以内に終了する事業年
度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時まで
とする。

② 任期の満了前に退任した監
査役の補欠として選任された
監査役の任期は、退任した監
査役の任期の満了する時まで
とする。

（報酬等）

第34条 監査役の報酬等は、株
主総会の決議によって定め
る。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

第2号議案 取締役3人の選任に関する件

議長は、第1号議案の可決に伴い取締役の全員が本定時株主総会の終結時をもって任期満了により退任することとなるので、その後任者として取締役3人を選任する必要があり、招集通知書記載のとおり下記の者を選任したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選任者は、それぞれ席上その就任を承諾した。

記

取締役A、取締役F、取締役（社外取締役）G

第3号議案 取締役・監査等委員3人の選任に関する件

議長は、第1号議案の可決に伴い取締役・監査等委員3人を選任する必要があり、招集通知書記載のとおり下記の者を選任したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選任者は、それぞれ席上その就任を承諾した。

商登申請六一

記

取締役・監査等委員H

取締役・監査等委員（社外取締役）I

取締役・監査等委員（社外取締役）J

第4号議案 会計参与1人の選任に関する件

議長は、第1号議案の可決に伴い会計参与が任期満了により退任することとなるので、その後任者として会計参与1人を選任する必要があり、招集通知書記載のとおり下記の者を選任したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選任者の代表社員は、席上その就任を承諾した。

記

会計参与 K 税理士法人

(書類等備置場所) 東京都○○区○○町○丁目○番○号

第5号議案 会計監査人1人の選任に関する件

議長は、第1号議案の可決に伴い会計監査人1人を選任する必要があり、招集通知書記載のとおり下記の者を選任したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選任者の代表社員は、席上その就任を承諾した。

記

会計監査人有限責任 K 監査法人

商登申請六一

議長は以上をもって、本日の議事を終了した旨を述べ、午前○時○分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が、これに記名押印する。

平成○年○月○日

○○株式会社 臨時株主総会

議長・出席取締役	A	印
出席取締役	B	印
同	C	印
同	D	印

② 取締役の就任承諾書（商登54 I）

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の臨時株主総会において貴社の取締役に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

F 

（商号）〇〇株式会社 御中

商登申請六一

③ 取締役・監査等委員の就任承諾書（商登54 I）

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の臨時株主総会において貴社の取締役・監査等委員に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号(注)

H 

（商号）〇〇株式会社 御中

(注) 就任承諾書に記載された氏名及び住所は、本人確認証明書の氏名及び住所と符合していることを要する。また、株主総会議事録に、被選任者

が席上その就任を承諾した旨の記載がある場合には、当該議事録を就任承諾書として援用することができるが、本人確認証明書を添付すべき者については、当該議事録に住所の記載がなければならない（平27・2・20民商18民事局長通達）。

④ 会計参与の就任承諾書（商登54Ⅱ①）

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の臨時株主総会において貴社の会計参与に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

K税理士法人

代表社員 X 印

（商号）〇〇株式会社 御中

⑤ 税理士法人の登記事項証明書（商登54Ⅱ②）

⑥ 会計監査人の就任承諾書（商登54Ⅱ①）

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の臨時株主総会において、会計監査人に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

有限責任K監査法人

代表社員

Y

印

○○株式会社 御中

- ⑦ 監査法人の登記事項証明書（商登54Ⅱ②）
- ⑧ 本人確認証明書（商登規61V）
- ⑨ 取締役会議事録（商登46Ⅱ）

取締役会議事録

平成〇年〇月〇日午後1時00分より、取締役全員出席の下、当会社の本店において、取締役会を開催した。

取締役Aは、選ばれて議長となり、下記の議案につき、可決確定の上、午後1時30分散会した。

商登申請六一

議案 代表取締役2人選定に関する件

議長は、代表取締役2人を選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって、下記のとおり選定した。なお、被選定者は席上その就任を承諾した。

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 A

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 F

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役全員が、これに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

(商号) ○○株式会社 取締役会

議長・代表取締役 A ㊞

(議事録作成者)

出席代表取締役 F ㊞

出席取締役 G ㊞

同 H ㊞

同 I ㊞

同 J ㊞

(注) 代表取締役Aは登記所に提出している印鑑を、Fは市区町村長に登録した印鑑(実印)をそれぞれ押印する。他の者については、押印すべき印鑑に制約はない(商登規61Ⅲ・Ⅱ後段・Ⅳただし書)。

⑩ 代表取締役の就任承諾書(商登54Ⅰ)

商登申請六一

就任承諾書(注1)

私は、平成〇年〇月〇日開催の取締役会において貴社の代表取締役に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

F ㊞(注2)

(商号) ○○株式会社 御中

(注1) 取締役会議事録に、被選任者が席上その就任を承諾した旨の記載がある場合には、当該議事録を就任承諾書として援用することができる。

(注2) Fは市区町村長に登録した印鑑(実印)を押印する。

⑪ 印鑑証明書(商登規61Ⅲ・Ⅱ後段)

⑫ 委任状(商登18)

委任状

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 当会社の監査等委員会設置会社の定めの設定登記の申請に関する一切の件。
2. 当会社の取締役、代表取締役、会計参与及び監査役の変更登記の申請に関する一切の件。
3. 当会社の取締役・監査等委員の変更登記の申請に関する一切の件。
4. 当会社の会計監査人の変更登記の申請に関する一切の件。
5. 当会社の会計監査人設置会社の定めの設定登記の申請に関する一切の件。
6. 当会社の監査役設置会社の定めの廃止登記の申請に関する一切の件。
7. 当会社の監査役会設置会社の定めの廃止登記の申請に関する一切の件。
8. 当会社の重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項の設定登記の申請に関する一切の件。
9. 原本還付請求並びに原本受領に関する一切の件。

10. 登記申請の取下げ、登録免許税又は手数料の還付又は再使用証明の手続及びその受領に関する一切の件。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 A 印